

令和8年3月10日

報道機関 各位

環境エネルギー部資源循環推進課

産業廃棄物処理業者に対する行政処分（許可の取消し）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分（許可の取消し）を行ったのでお知らせします。

記

1 被処分者

宮城県角田市島田字御蔵林3番地の2
株式会社ヒロキ（代表取締役 沢 浩一）

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和8年3月10日

4 処分の理由

被処分者は、令和7年12月15日に仙台地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロ（欠格要件）に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定（取消事由）に該当するものである。

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課		環境エネルギー部資源循環推進課 廃棄物・不法投棄対策グループ 総括主幹 貝森 優希
電話 番号	内線	6471
	直通	017-734-9248
報道監		環境エネルギー部 次長 山下 伸一

(参考)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

第 14 条の 3 の 2

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一～三 略

四 第 14 条第 5 項第 2 号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき（前 3 号に該当する場合を除く。）。

五・六 略

2 略

第 14 条第 5 項

都道府県知事は、第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第 7 条第 5 項第 4 号イからチまでのいずれかに該当する者

(以下略)

第 7 条第 5 項

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 略

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(以下略)